

○函館市市民貢献賞規則

平成27年9月28日規則第52号

函館市市民貢献賞規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市市民貢献賞（以下「市民貢献賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民貢献賞)

第2条 市民貢献賞は、個人または団体で、本市の教育文化の発展、産業経済の振興、社会福祉の増進、保健衛生の向上および地方自治の発達その他本市の公益の増進に貢献が顕著であるものに対して贈呈する。

2 市民貢献賞は、賞状とし、これに褒賞金品を添えることができる。

(受賞者の決定)

第3条 市民貢献賞の受賞者は、前条の規定により市民貢献賞を贈呈することが適当と認められるものについて、副市長、企業局長、教育長および総務部長の職にある者をもって組織する選考委員会の議を経て、市長が決定する。

(贈呈の実施)

第4条 前条の規定により決定された受賞者に対する市民貢献賞の贈呈は、年1回行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。